

平成30年度 第1回 芦屋市地域福祉推進協議会 会議録

日 時	平成30年11月19日(月) 午後2時から午後4時
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 藤井 博志 副会長 杉江 東彦 委 員 上住 和也, 仁科 睦美, 稲岡 由美子, 加納 多恵子, 岡本 直子, 香川 清和, 神田 信治, 和田 周郎, 堺 孰, 仁木 義尚, 浅葉 めぐみ, 西浦 哲雄, 北尾 文孝, 浅野 令子, 石濱 晃生, 安達 昌宏 欠席委員 土田 陽三, 小泉 星児, 森川 太一郎, 藤井 義典 関係者 地域ケアシステム検討委員会 三芳 学 事務局 芦屋市社会福祉協議会 園田 伊都子, 山岸 吉広, 宮平 太, 加登 千絵子 福祉部地域福祉課 小川 智瑞子, 鳥越 雅也, 吉川 里香, 阿南 尚子, 山川 尚佳, 岡本 ちさと, 片岡 睦美, 横道 紗知 関係課 福祉部監査指導課 岡田 きよみ 福祉部福祉センター 川口 弥良 福祉部生活援護課 宮本 雅代 福祉部障害福祉課 本間 慶一 福祉部高齢介護課 篠原 隆志 中山 裕雅 こども・健康部子育て推進課 廣瀬 香</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 開会

- ・開始時点で22人中18人の委員の出席について成立

2 委員委嘱

3 委員及び事務局の紹介

4 会長, 副会長の選出

5 議事

- (1) 地域福祉推進協議会設置要綱の改正について（報告）
- (2) 今後の地域発信型ネットワークのあり方について
- (3) 平成30年度の地域発信型ネットワークの進め方について
- (4) その他

6 資料

事前資料

平成30年度第1回芦屋市地域福祉推進協議会 事前資料

事前資料 別紙

当日資料

次第

芦屋市地域福祉推進協議会委員名簿

資料1 地域福祉とまちづくり施策の関係

7 審議経過

(藤井会長)

芦屋市地域発信型ネットワークの前身である在宅介護支援センターが中心となった「地域ケア体制」の仕組みづくりの段階で関わっており、約15年ぶりの参加となります。

会議では皆さんの自由な意見を伺いながら進めたいと考えております。

(杉江副会長)

この協議会は、様々な機関の方々が携わっていただき、地域で暮らす住民の困りごとや各機関の専門職が抱えている課題を共有し、調整を図っていく機関であると認識しています。

生活困窮者自立支援推進協議会では、経済的に困窮している人だけではなく、ひきこもりの課題を始め、様々な生活課題を抱えている人の支援について協議を行っています。地域福祉というと範囲が非常に広く、取組の成果も見えづらいますが、藤井会長を中心にこの会議を通じて、地域で安心して暮らすために必要な取組について、協議を深めていけたらと思います。

(1) 地域福祉推進協議会設置要綱の改正について（報告）

(事務局 山川)

地域福祉推進協議会設置要綱の改正について説明

(藤井会長)

「社会福祉」に関わる者というのは、社会福祉法人等の法律に定められたサービスを行う者と企業等を含めた国が定めた以外の社会福祉を目的とする事業を行う者に分けられま

す。この度、設置要綱に広い範囲の意味合いのある「社会福祉に関する活動を行う団体」として追加されたことは、非常に強化された点でございます。

(2) 今後の地域発信型ネットワークのあり方について

(事務局 吉川)

改正社会福祉法の概要について説明

(事務局 山岸)

包括的な支援体制の充実について説明

(藤井会長)

社会福祉法はこの協議会のバックボーンとなる法律であり、社会福祉法の改正は地域発信型ネットワークの運営全体に関わる非常に重要な点となります。

ご質問やご意見ありませんか。

(堺委員)

牧里前会長は、「芦屋の社会福祉の課題はおおよそ出揃い、今後は課題解決に向けた実践が求められる段階である」と話されていました。これまでの流れを踏まえて、この協議会の方向性や課題解決に向けた協議会となるためのお考えを教えてください。

(藤井会長)

それでは、私の所感と今後の展望についてお話しいたします。

本日お配りしている「資料1 地域福祉とまちづくり施策の関係」をご用意ください。

これまでの課題として、ボトムアップ式で地域から発信する進め方は課題化が難しく、どう取り組むべきかという点がありました。この課題はどの地域でも仕組みを創る際に課題となる点でもあります。

芦屋市は地域福祉行政が発展し、市民の参加のもと、地域発信型ネットワークという仕組みを約18年前から取り組んでおり、仕組みそのものが構築されていない自治体が多い中で先駆的な取組であると認識しております。先駆的な取組であるがゆえに現在は、この仕組みを機能化させるという課題に直面している状態です。

この課題について取り組む前に、まず、「地域福祉」の取組と「まちづくり」の取組がどのような関係性であり、地域福祉推進協議会が何を扱うのかということをご説明いたします。

社会福祉は、道で人が倒れていた時に、通った人が駆けつけて助けを求めるような「自発的社会福祉」と救急車を呼ぶと救急車が来るという体制が整備されているような「制度的社会福祉」の2種類があり、国が定め、整備する「制度的社会福祉」だけでは人は救えないのが現実です。特に、地域福祉は暮らしの場をベースにしており、家族の形態や経済状況によって制度や仕組みで対応できない生活課題が次から次へと出てきます。逆説的にいうと、地域福祉の取組は、制度や仕組みが追い付いていない新しい課題について取り組

まざるを得ない状況となります。

地域福祉の対象者は、非常に孤立した人が想定されます。認知症の高齢者は介護保険の中の制度で、子どもについては要保護児童対策地域協議会等で検討していますが、市民として生活していくためには、制度の利用だけではなく、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員、保護司等の様々な市民や専門職との関わりが必要とされます。

これらの取組は、孤立した人が地域につながるために地域福祉からまちづくり施策に近づく取組として、どのような手立てが必要か考えなければなりません。

ところが、孤立した人に関わる民生委員・児童委員やボランティアの人は市民の中で1割ほどいたら良いほうという状況で、まちづくり施策に関わる市民を巻き込む方法の検討は非常に重要です。まちづくり施策に関わる人は日頃の暮らしのなかで自分に関わる「私発信」の課題について取り組んでいます。地域福祉の課題を「私たち発信」として捉えていただけるような取組が必要です。

まちづくり施策から「孤立しない地域づくり」と地域福祉から「孤立した人が地域につながる地域づくり」の双方向から取り組む必要があります。この2つの重なる部分が「地域福祉のまちづくり」と呼ばれる部分です。地域共生社会の実現のためには2方向からのアプローチをそれぞれ整理し、議論を行わなければいけません。

地域福祉推進協議会では、地域福祉から発信される取組として、制度的社会福祉について協議を行う附属機関等から、課題を抱えている方が地域につながるための課題を提案していただきたいと思います。例えば、要保護児童対策地域協議会では、行政と教育部門が情報交換を行っていますが、地域を把握しておられる民生委員・児童委員は個人情報関係で情報提供できない場合があります。このような状況を踏まえて、地域の理解のある住民の方と協働するための方法や専門機関同士でさらに横につながるための課題についてこの協議会で提案をしていただけたらと思います。

まちづくり施策の取組は住民間連携が中心となり、NPO法人や企業と連携するような民間連携を行っているところで要保護児童についての課題やひきこもりの方の課題を検討していただくのはなかなか難しい現状があります。しかし、様々なきっかけの中で地域福祉の課題をまちづくり施策でも検討してもらうためにどのような取組が必要であるかをこの協議会で検討したいと考えております。

ひきこもりや認知症の人への支援は地域で浸透し、課題として挙げられることが増えてきましたが、障がいのある人の自立等についてはなかなか提案されません。それは、現在の地域福祉推進協議会は住民からボトムアップされて挙がってきた課題についてのみ協議を行っていたためです。今後、地域ケアシステム検討委員会ではボトムアップされてきた課題と附属機関等から制度横断的に協議を行わなければならない課題や地域とうまくつながるための課題について整理していただき、地域福祉推進協議会で協議を行いたいと思っております。

全ての課題に対して解決に向けた提案が行われ、承認を行うということは難しいため、

会議間の連携の仕組みについても検討が必要であると思います。解決するために時間が必要な課題もあるため、課題の提案方法と議論の承認の方法を検討し、改善していくことが法律改正に基づいた地域福祉推進協議会であると考えています。

(堺委員)

この協議会で行う議論の種類や目的については非常によく分かりました。

しかし、課題についてはこれまで議論を重ねていたこともあり、今年度は具体的な議論ができるのではないかと考えておりましたので、概念や理念のみの議論となるのは、非常にもったいないと感じています。

(藤井委員)

今回の会議は、新しい委員の方がいらっしゃいますので、議論する内容の全体像を理解していただくための資料として用意いたしました。具体的な課題は、議題が終わったあと、議論を行いたいと思います。次回以降は、ご意見を踏まえた進行を検討したいと思います。

具体的な話を行う場合は、本日のような囲み型ではなく、ワークショップのような形で、皆さんが話していただく時間を多く取れるような形式も良いかもしれません。

(3) 平成30年度の地域発信型ネットワークの進め方について

(事務局 山岸)

平成30年度の地域発信型のネットワークの進め方について説明

(藤井会長)

今年度の取組と会議の進め方の変更点について説明がありました。ご意見やご質問はありませんか。

(加納委員)

中学校区福祉ネットワーク会議については、8年間なかなか議論が進まず、年々、小学校区の会議が充実していくにつれて、開催の必要性がないのではないかという声がありましたが、このような形でまとまり、非常にうれしく思います。しかし、住民主体で進めてきた背景がありますので、会議機能1と会議機能2の順は入れ替えた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局 山岸)

中学校区福祉ネットワーク会議は、小地域福祉ブロック会議と同様の議論になることや、事務局が会議を開催することで、解決する主体が事務局であると認識されてしまうことがありました。専門職が中学校区福祉ネットワーク会議に関わることを強みに小地域福祉ブロック会議から出てきた課題を専門職が連携を取ることで専門職からみた具体的な解決策や仕組みの検討を行う場にしていきたいと考えております。

会議機能については、これまでの経緯を踏まえ、従来の目的の順番と合致するよう、会議機能1と会議機能2を入れ替えて資料として活用していきます。

(藤井会長)

住民が中学校区ごとに連携する認識は薄く、小学校区ごとの連携を充実していくことが住民の連携促進につながるため、中学校区の実組は緩やかな交流を目的とした実組や介護医療連携や資源の課題等、小地域福祉ブロック会議で議題に挙がりづらいものを専門職同士が共有する場にするとということですね。

しかし、中学校区という場を専門職や専門機関が話し合う場に設定したとしてもスムーズに連携できるわけではなく、住民と話し合う場は必要となります。中学校区福祉ネットワーク会議で検討したことを小学校区福祉ブロック会議や地域ケアシステム検討委員会で協議を行う場は残していただきたいと思います。

(加納委員)

地域発信型ネットワーク会議の前身のシステムでは、高齢者生活支援センターが事務局を担っており、民生委員・児童委員は何か相談があれば、地区の高齢者生活支援センターに連絡をしており、非常に強いつながりがありました。そのため、中学校区で検討する際は専門職も多くおられますので、高齢者生活支援センターを事務局等に活用するとまとまりやすいのではないかと思います。

また、このような課題解決の仕組みを様々な附属機関等や会議でもっと活用していただき、この仕組みに集約できるように会議の中で周知を充実していただけたらと思います。

(事務局 山岸)

地域発信型ネットワークで取り扱う課題としましては、資料2にあるとおり、高齢者に関する課題だけでなく、障がいのある人の課題や子ども・子育て家庭に関する課題、生活困窮者支援に関する課題等分野横断的な課題を想定しているため、引き続き、事務局は社会福祉協議会で担っていきたいと考えております。

(藤井会長)

中学校区に関して専門職間の連携について取り組むのであれば、高齢者生活支援センターとも連携しながら取り組んでいただけたらと思います。

(事務局 山岸)

今年度から小地域福祉ブロック会議の事前打合せに地域支え合い推進員が加わり、当日の会議には高齢者生活支援センターも参加をしていただいていますので、高齢者生活支援センターの機能を発揮していただきたいと考えております。

(藤井会長)

本日は新しい体制や進め方について、説明いただき、ご理解いただいたと認識しております。

今までの議論に関するご意見やご質問、地域福祉の推進の方法についてご意見等ありませんでしょうか。

(上住委員)

資料5の中で「課題抽出・課題解決」のボトムアップ型の会議から「住民の主体的な活

動を推進する・見守る」を目的とした会議へと転換を図る」と記載されておりますが、今後、課題抽出は行わないということでしょうか。

また、地域発信型ネットワーク図の中で矢印が双方向になっている箇所や色が異なっている箇所がある点について違いを教えていただけたらと思います。

(事務局 山岸)

課題抽出を行わないということではなく、住民が行っている活動をより良くするために何を行えばよいかという地域づくりの方向性に転換を行い、抽出された課題に対してはその都度、対応していきたいと考えております。

矢印については、小地域福祉ブロック会議と中学校区福祉ネットワーク会議を双方向でつなぐことで、中学校区福祉ネットワーク会議で出された課題であっても、小地域福祉ネットワーク会議で取り組むことが効果的であるものについては、それぞれ、適している場所での解決に取り組むということを示しています。

(藤井会長)

資料5の冒頭の文章を修正していただき、住民が主体的に活動することを目的としたボトムアップ型となることがわかるような表現にしていただけたらと思います。

双方向となっている矢印は、中学校区福祉ネットワーク会議として専門職が話し合い、課題を検討しても、解決するための取組は生活の場である地域で行われることもあるため、必要な矢印であると認識しています。

(杉江副会長)

小地域福祉ブロック会議は現在4地区で行われているという報告でしたが、他の地域の活動状況はどのようになっていますか。

(事務局 山岸)

宮川地区は、今年、川の氾濫があったため、防災をテーマに開催したいという声があり、現在、住民の方々と話し合いを進めております。また、岩園地区は地区福祉委員会の中で自治会に提案するための発信方法を検討しております。その他の地区につきましても地区ごとの特徴にあった取組方法を検討し、今年度全ての地区で1回の会議開催を目標に取り組んでおります。

(岡本委員)

これまで地域発信型ネットワークに参加し、課題の抽出等を一生懸命取り組んできましたが、他の会議から解決方法の提案があったことはなく、進む方向性がわからなくなる場面がありました。今回の変更を機に他の会議からの提案があると期待しております。

(藤井会長)

暮らしの課題というのは専門職が対応できないことが課題として挙げられているため、専門職だけで課題解決のための方法を提案することが難しい状況です。そのため、地域での活動課題を専門職が具体的にどう応援していけるのかという視点で議論をすると、対応がしやすくなるのではないのでしょうか。取り組みやすいような課題の出し方の工夫を検討

する必要があります。

(事務局 山岸)

資料7の記載に専門職による地域のアセスメントや専門職が考える地域課題の検討を希望する意見がありましたので、専門職と地域をつなぎながら、いただいた意見について、それぞれにフィードバックしていきたいと考えております。

(加納委員)

資料7に「地区福祉委員会の協力が必要」と記載があります。地区福祉委員会は定期的集まる機会があり、課題を検討することができますので、ぜひその場を活用できるように取り組んでいただけたらと思います。課題の解決について、手ごたえを感じることであれば、更なる活性化に取り組むきっかけになると思います。

(藤井会長)

出てきた地域課題をどこかで協議できるよう流通させ、様々な方が興味を持っていたけるよう循環をつくり、フィードバックを丁寧に行っていくというイメージでしょうか。

(神田委員)

専門職としての意見としまして、勤務地から言えば精道地区に属しておりますが、担当しているケースは精道地区に限らず、担当地区を設定していない事業所もあります。

そのため、会議の案内を送る際は、勤務地で選ぶのではなく、本当にその地区に詳しい方をお願いする必要があると思いました。

(事務局 山岸)

はい。意識して取り組んでいきたいと思えます。

(藤井会長)

本日の議題では、法律の改正から地域発信型ネットワークのあり方や進め方について協議を行い、大きく三つの要素がありました。

一つ目は、地域福祉推進協議会で議論を行う課題について、小地域福祉ブロック会議から発信した課題だけではなく、附属機関等から住民と連携する課題や専門職間の連携から必要な課題についても、地域ケアシステム検討委員会で検討した上で、地域福祉推進協議会で議論を行うという整理を行いました。

二つ目は、中学校区福祉ネットワーク会議の運営方法について、住民を基盤に小地域福祉ブロック会議での協議結果を軸に、地区福祉委員会等との連携を図りながらも、専門職の連携等を中心に開催する方向に変更がありました。

三つ目は地域発信型ネットワーク全体について、ボトムアップ式で専門職のみで課題を解決するのではなく、課題をどこかで協議を続けながら、それぞれにフィードバックを行うことを意識して取り組み、地域福祉推進協議会の中でも議論をできるように進めていくということによろしいでしょうか。

副会長からなにかありますでしょうか。

(杉江副会長)

附属機関等の議題を地域ケアシステム検討委員会に提案するという理解でよろしいでしょうか。

(藤井会長)

附属機関等で出された課題のうち、住民と協働するケースと専門職間が連携するケースを地域福祉分野で検討したいと思っております。

(杉江副会長)

わかりました。

(藤井会長)

それではこれで閉会いたします。

閉 会